

1 総則

公益社団法人日本ボクシング連盟は、選手団を海外へ派遣する場合等の安全配慮義務を全うするとともに、海外における事故等の危機事象に対して対応する。本マニュアルは、危機事象発生直後の危機対策本部（以下「対策本部」という。）による緊急対応について定めるとともに、危機事象発生時には、本マニュアルを日連として対応すべき標準的な行動基準として、臨機応変に対応する

2 概要

(1) 事案担当組織

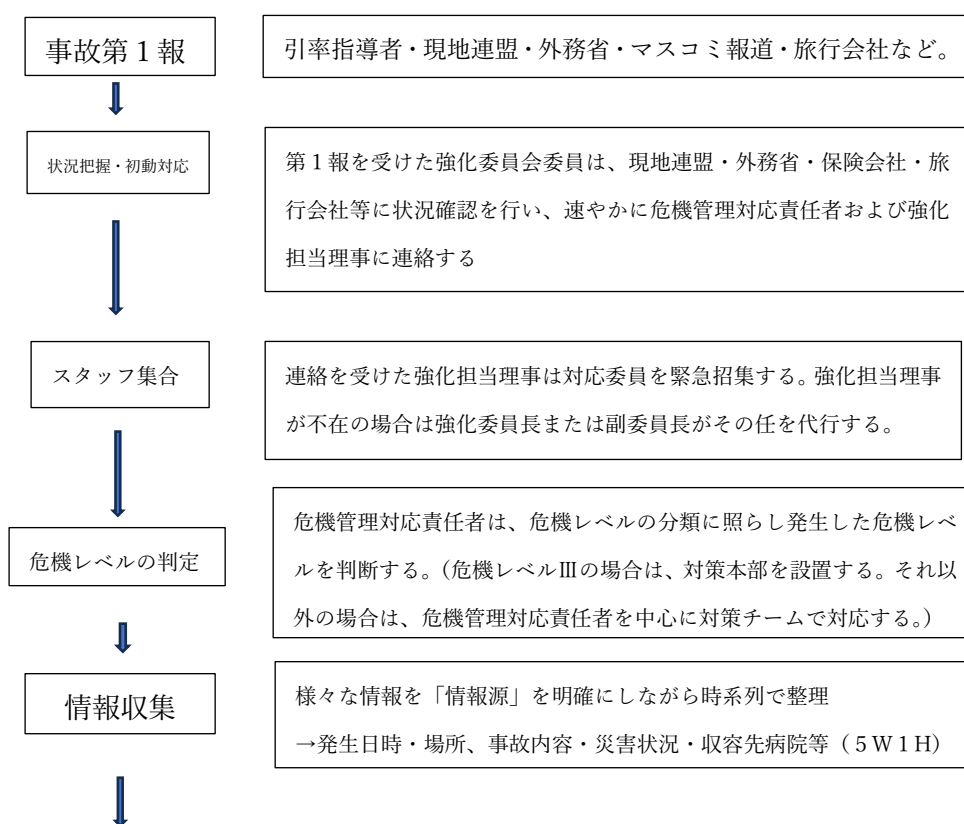
危機事象が発生した場合は、基本的に強化委員会が対応する。

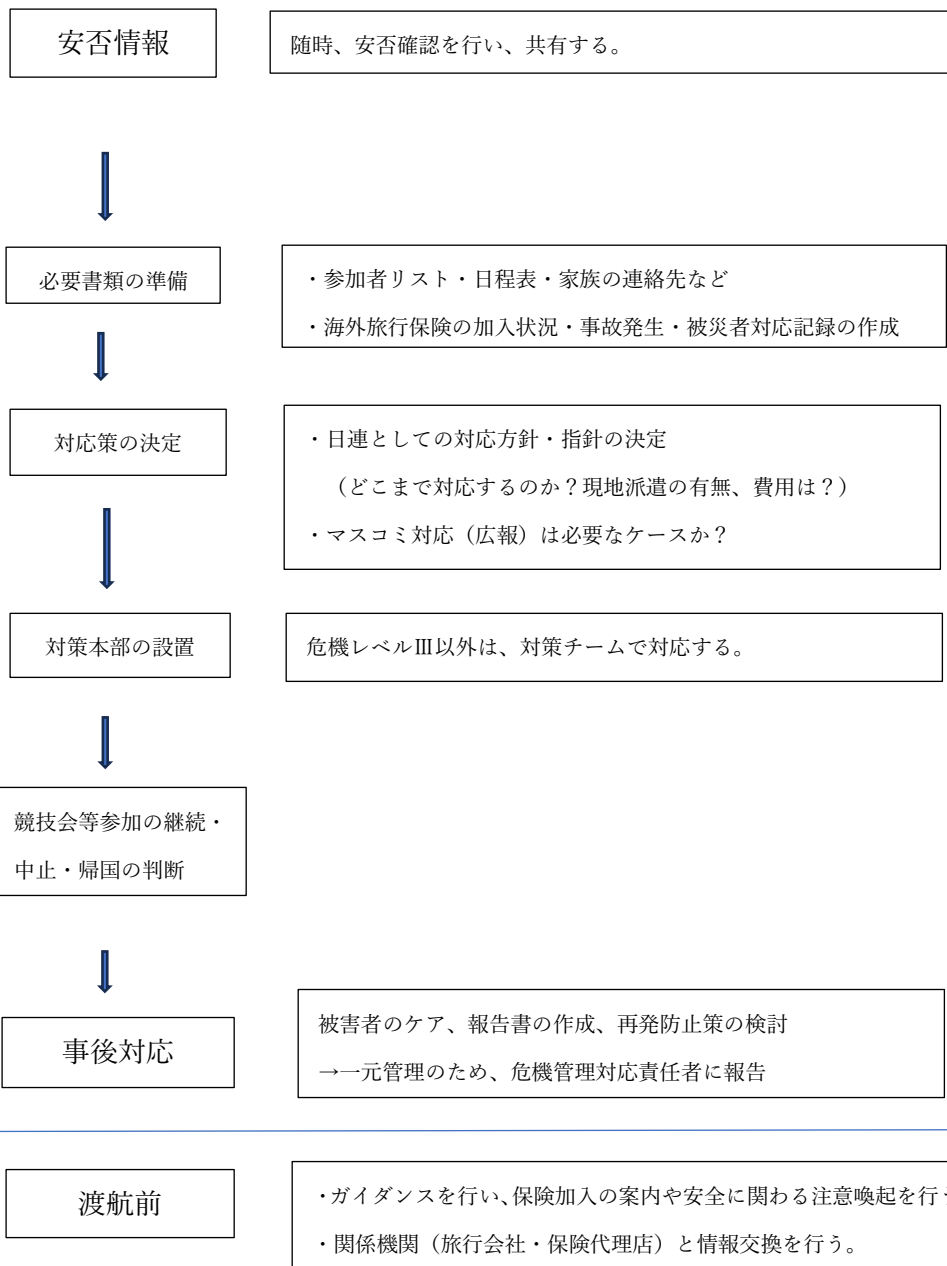
3 危機管理対応

(1) 海外遠征時の対応

ア 危機管理対応

(ア) 初動対応の流れ（第1報から対策本部設置まで）





(イ) 状況把握・初動対応について

* 初動対応

- 危機の発生状況、当該選手・指導者等の正確な被害状況等の情報収集に努める。
- 危機事象発生について速やかに旅行会社や保険会社等の関係諸機関に連絡し、必要な支援を要請する。

- (c) 危機に遭った選手・指導者等の救援救護のため日連関係者の現地派遣を検討、被災者または他の派遣選手・指導者等の帰国の判断、競技会参加の継続・中止の判断について調整を行う。
- (d) 被災者の保護者・家族等が現地へ渡航する場合は、旅行会社・保険会社を通して、旅券の緊急発券、航空券やホテルの手配、現地での対応スケジュールについて支援する。
- (e) 現地に派遣された日連関係者は、現地連盟の担当責任者、病院、在外公館などに対応方法について協議し、日連の対策本部または対策チームに報告する。
→事故の発生原因、責任範囲、被災者の国際搬送手配、入院治療状況、費用補償など。

*留意事項

- 初動対応は、「大きく構えて小さく収める」ことを原則と心得る。
- 派遣選手・指導者の事故・事件に関わる場合、遅滞なく保護者・家族等に連絡・説明する。
- 可能な限り、マスコミから先に家族に第 1 報が入ることが無いよう留意する。
- 事案によっては、スポーツ協会、JOC 等の上部団体への報告と連絡を失念しない。

(ウ) 危機レベルの判定

- (a) 「危機レベルの判定」に基づき、危機レベル I (低)・危機レベル II (中) の場合は、対策チームを、危機レベル III (高) の場合は、対策本部を設置する。
- (b) 危機事象の発生から解決に至るまで対応記録の作成を指示し、本部員または対策チームは それをとりまとめ記録として整理し、保管する。
- (c) 特に、危機レベル II および危機レベル III の場合の各班の留意事項は P.20～を参照。

(エ) 情報収集について

- (a) 以下の情報を「情報源」を明確にしながら時系列で整理する。

事項	収集すべき内容
いつ	危機事象発生日時及びその後の対応の日時
どこで	危機事象の発生場所やその環境
誰が	派遣選手・指導者
何を	人的、精神的なもの、物的なものなど具体的に
どうなったか	入院した、死亡した、毀損したなど
なぜ	危機事象の原因

- ・ 知り得た情報を本部長及び副本部長、本部員に逐次報告する。重大危機事象の場合は、初動対応に支障をきたさぬよう、たとえ未確認であったとしても知り得た限りの情報を未確認情報として、その都度報告する。本部長は情報の一元化に努め、各班間で情報を共有する。なお、マスコミへの窓口は、【広報担当】に一元化し、上記の情報は【広報担当】にも提供する。

(b) 危機事象時の情報収集と対応上の留意事項

* 外務省からの渡航情報を注視する。

* 外務省領事局海外邦人安全課に連絡し、情報収集、援助を依頼する。

TEL (代表) : 03-3580-3311 内線 2851 TEL (直通) 03-5501-8160

URL : <https://www.anzen.mofa.go.jp>

大規模な自然災害時（地震等）

- ・ 選手・指導者等が複数名、生死不明になる場合がある。速やかに情報収集/安否確認を行うとともに、日連関係者の現地派遣を検討する。
- ・ 避難場所や地域の治安・生活境が悪化していないか定期的に確認する。

事故（交通事故・火災・爆発等）、事件（犯罪被害）、事件（犯罪加害）

- ・ ケガ等の場合、現地医療機関の手配に関する助言を行い、帰国を延期せざるを得ない場合には必要な手配（航空券、ビザ等）を行う。
- ・ 加害者、被疑者になりうるケースも想定しておく。渡航先の国の法律に基づいて処分される。外務省と相談したうえで、対応方針を決定する。民事事案（損害賠償責任等）は、選手・指導者等の付保する保険会社に相談する。
- ・ 保護者・家族等が渡航を希望する場合、旅行会社の協力を得ながら、必要なサポート（パスポートの早期取得、航空券、ホテル等の手配）を行う。

誘拐、人質、ハイジャック等

- ・ 誘拐、人質の場合、現地政府や捜査当局、日本政府との調整が必要であり、日連の意思決定権は殆どない。日連としての対応は、スポーツ協会、JOC、文部科学省、外務省、現地日本大使館を通じた関係国政府との折衝、調整が中心となる。
- ・ ハイジャックが発生し、当該航空機に選手・指導者等が搭乗している可能性が高い場合、直ちに外務省領事局邦人テロ対策室に連絡する。犯人との交渉窓口は航空会社、航空会社の属する政府である。また単独で解決することはできず、関係者（日本人乗客の所属する企業等）と同一歩調を取らざるを得ない。
- ・ 誘拐、人質の場合、スポークスパーソン以外はコメントをしないことを徹底する。また部外者に対する情報管理も同様に徹底する。
- ・ 当該選手・指導者等の保護者・家族等に対するマスコミからの保護を行う。

(マスコミもニュースソースが限定されてくるため、他危機事象よりも家族に対する取材攻勢が強くなることに留意)

- 政情不安、市民暴動
 - ・ 時期を逸すると出国禁止措置など、スムーズな脱出ができなくなるため、迅速な対応が必要。
 - ・ 定期的に安否確認を実施する。
- 大規模な感染症
 - ・ 発症した選手・指導者等は現地での治療を原則とする（基本的に現地で隔離される）。
 - ・ 帰国後の安全管理（感染症科などの専門医のもとでの体調管理、自宅待機）を徹底する。

(オ) 安否確認について

- ・ 海外で大規模な事件・事故・災害・テロ等が発生した際は、構成員の安否確認を行う。

(カ) 対策本部の設置について ※危機レベルⅢ（高）の場合（詳細は P.14～参照）

- (a) 対策本部設置基準 「危機レベルの判定」(P.38) に基づき、危機管理対応責任者の判断によって危機レベルⅢ（高）とする場合は対策本部を設置する。重大事件事故が発生した場合や、生死不明の状態が発生した場合、ならびに危機自体が社会的に注目される場合に、強化委員から対策本部へ所管を変更する。業務時間外である夜間、土日・祝祭日、ならびに長期休暇中は、緊急連絡担当者を設定し携帯電話などで現地からの緊急連絡を受けられるよう待機する。

* 対策本部の本部長、副本部長については、以下のとおりとする。

構成	指揮を行う役職／組織	担当業務
本部長	危機管理最高責任者（会長） または 危機管理総括責任者（副会長）	統括：日連の対応方針を決定・判断・指示 事件・事故における責任範囲の確認、会見発表者の人選と陣容、役割の決定など。
副本部長	危機管理対応責任者（専務理事）または、危機管理責任者（強化担当理事）他	本部長の補佐：対策本部内の動線確保、各班へ指示命令系統の確立、マスコミへの発表内容を広報班と確認など

(b) 対策本部設置までの流れ

強化委員会は、重大事件事故発生の情報が入り次第、危機管理対応責任者へ報告し、協議のうえ速やかに対策本部設置の要否を決定する。対策本部の開設以降は、対策本部が全体を統括し、日連としての事故対応方針を決定し、強化委員会に指示する。対策本部の招集メンバーは、「公益社団法人日本ボクシング連盟危機管理規程第15条」のとおりであるが、危機管理対応責任者は危機状況のレベルにより、対策本部の招集メンバーの範囲を決めることができる。

(c) 深夜に緊急連絡する基準

深夜に現地から重大事件事故発生連絡を受けた場合、強化委員会の担当者は強化担当理事に報告する。強化担当理事は、「危機レベルの判定」(P.38)に照らし、明らかに緊急性が高いと判断される場合(危機レベルⅢ(高))は、危機管理対応責任者に即時報告する。ただし、緊急性が低いと判断される場合は、原則として報告対応を翌朝まで保留する場合がある。

(キ) 海外遠征の継続・中止・途中帰国等の判断基準

強化担当理事は、遠征の継続、中止、途中帰国の判断にあたり、ア) 派遣先国・地域の治安状況等による判断、イ) 派遣先連盟による判断、ウ) 参加選手の個人的事情による判断に分けて検討し、必要に応じて危機管理対応責任者と協議のうえ決定する。まずは、情報収集を行う。

強化担当理事は、派遣先国の事情を可能な限り複数のルートから収集し海外派遣の実施・中止を判断する。

(a) 派遣先国・地域の治安状況等による判断

派遣先国・地域の社会情勢による判断は、外務省海外安全ホームページから提供されている特定の国又は地域の治安や安全性に関する情報をもとに判断し、当該国又は地域の治安状況等を4段階の危険度に区分した外務省海外安全ホームページの「海外危険情報」、「感染症危険情報」に応じて、以下のような対応を行うことが求められる。

「海外危険情報」、「感染症危険情報」は法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではないが、海外への遠征の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断をする場合、これを十分参考にしながら判断することとする。

その際、米・英・加・豪などの各国関係機関の安全情報も確認する。渡航前に「危険情報等」が渡航先地域に発出された場合、以下表に掲げる対応を原則とし、強化担当理事が判断する。

渡航中、「危険情報等(レベル3以上)」が渡航先地域に発出された場合は、対策本部を設置し、原則として以下の表に掲げる区分に従って判断する。基本的に外務省により海外危険情報レベル2以上が出た場合は、直前の発出でも渡

航を中止とする。

また、デモ等、特定の地域で危機事象が発生している場合は、危険レベルを問わず、海外安全ホームページのスポット情報、広域情報をもとに判断する。

なお、感染症パンデミック発生時におけるプログラムの実施可否判断は原則として以下の表に掲げる区分に従って判断するが、WHO・日本国外務省による感染地域への渡航制限や現地の日常生活・医療体制の状況、派遣先等の受入れ条件等も参考にしながら、適宜対策本部と協議のうえ対応する。また、国外退避ができないケースでは、現地に留まることを余儀なくされる。この際は在外公館に連絡させその指示に従わせる。

[外務省 海外安全情報の目安と基本方針]

※以下はあくまで目安であり状況に応じて臨機応変に対応すること。

【海外危険情報】

目安	目安の詳細	日連の基本方針	
		渡航前 (2 ヶ月前 ～)	渡航中
<p>■危険レベル1 十分注意してください。</p>	<p>その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。 ※当該国(地域)への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けるよう勧めるもの。</p>	<p>原則 「実施」 する → 注意喚起を行う。</p>	<p>原則 「継続」 する → 注意喚起を強化する。</p>
<p>■危険レベル2 不要不急の渡航は止めてください。</p>	<p>その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。 ※当該国(地域)への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行い、</p>	<p>「中止・延期」 を検討する</p>	<p>「帰国」 を検討する</p>

	渡航する場合には、十分な 安全措置を講じることを 勧めるもの。		
■危険レベル3 渡航は 止めてください。 (渡航中止勧告)	その国・地域への渡航 は、どのような目的であれ 止めてください。(場合に よっては、現地に滞在して いる日本人の方々に対し て退避の可能性や準備を 促すメッセージを含むこ とがあります) ※当該国(地域)への渡 航は、どのような目的であ れ中止を勧めるもの。ま た、場合によっては、現地 に滞在している日本人の の方々に対して退避の可能 性の検討や準備を促すメ ッセージを含むことがあ る。	「中止」とす る	「帰国」とす る
■危険レベル4 退避し てください。渡航は止め てください。 (退避勧告)	その国・地域に滞在して いる方は滞在 地から、安 全な国・地域へ退避してく ださい。この状況では、当 然のことながら、どのよう な目的であれ新たな渡 航 は止めてください。 ※当 該国(地域)に滞在してい る全ての日本人に対して、 滞在地から安全な国・地域 への退避(日本への帰国も 含む)を勧告するもの。こ の状況では、当然のことな がら新たな渡航は延期す ることが望まれる。	「中止」とす る	「即時帰国」 とする

【感染症危険情報】

目安	目安の詳細	日連の基本方針	
		渡航前 (2 ヶ月前 ～)	渡航中
<p>■危険レベル1 十分注意してください。</p>	<p>特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等 ※当該国（地域）への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けるよう勧めるもの。</p>	<p>原則「実施」する → 注意喚起を行う。</p>	<p>原則「継続」する → 注意喚起を強化する。</p>
<p>■危険レベル2 不要不急の渡航は止めてください。</p>	<p>特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。 ※当該国（地域）への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行い、渡航する場合には、十分な安全措置を講じることを勧めるもの。</p>	<p>「中止・延期」を検討する</p>	<p>「帰国」を検討する</p>
<p>■危険レベル3 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)</p>	<p>特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第1</p>	<p>「中止」とする</p>	<p>「帰国」とする</p>

	<p>2条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。</p> <p>※当該国（地域）への渡航は、どのような目的であれ中止を勧めるもの。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがある。</p>		
<p>■危険レベル4 退避してください。渡航は止めてください。 (退避勧告)</p>	<p>特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。</p> <p>※当該国（地域）に滞在している全ての日本人に対して、滞在地から安全な国・地域への退避（日本への帰国も含む）を勧告するもの。この状況では、当然のことながら新たな渡航は延期することが望まれる。</p>	<p>「中止」とする</p>	<p>「即時帰国」とする</p>

(b) 参加選手・指導者等の個人的な事情による判断

* 病気・怪我

- ・派遣中の選手・指導者等が病気や怪我により 1 カ月以上の入院治療（緊急の場合を除く）が必要となった場合には、原則として帰国を促す。透析やリハビリなど自宅療養が必要となった身体疾患の場合も選手・指導者の健康回復を最優先し帰国させることが望ましい。
- ・遠征等が継続困難となる精神疾患（メンタル面）を有する場合、医師やカウンセラーの所見を参考にし、早めに帰国させる。必要に応じて、帰国時の同行者の派遣について家族を含めて強化委員会で協議し決定する。
- ・その他、派遣先（国）によって医療制度や医療保険制度が異なることから、入院、手術、治療に関する医療費負担の観点から一旦帰国させて日本で療養させる選択肢も考慮する。
- ・保護者・家族・本人の希望により帰国する場合には、自己責任・自己負担での帰国 になることを説明し、事前にその旨了解を取り付ける。
- ・原則、現地主治医の判断により帰国が妥当とされた時には、帰国とする。

* 犯罪

- ・ 刑法に触れる罪を犯す、テロの加害者または被疑者となる。
⇒滞在国の法律に基づいた処分等を受けた場合、それを基に適宜判断する。
- ・ 薬物等の使用や依存症
⇒滞在国の法律上の扱いに基づき判断する。
- ・ 民事上の犯罪による加害者・被害者となる。
⇒滞在国の法律等に照らして適宜判断する。
- ・ いずれのケースも滞在国の法律上の扱いに基づき、慎重に判断する。

(ク) 危機レベルに応じた危機事象対応

(a) 危機レベル I（低）

- ・強化委員会による対策チームで対応する。
- ・役割分担により状況把握と情報の整理

分担・係	役割	主な担当業務
A 情報収集 対応	強化委員会および事務局	<input type="checkbox"/> 現地連盟から発生状況、正確な被害状況などを情報収集。 <input type="checkbox"/> 保険会社、旅行会社等に状況を確認。 <input type="checkbox"/> メディカル案件の場合、保険会社や医事委員長に相談。 <input type="checkbox"/> 保護者・家族等が現地へ渡航する

		場合は現地連盟に対応依頼。
B 選手家族 対応	強化委員会および事務局	<input type="checkbox"/> 安否確認（選手・指導者等）。 <input type="checkbox"/> 保護者・家族等への状況説明（状況変化の都度報告する）。 <input type="checkbox"/> 当該選手・指導者等に対し助言を行う。
C 広報対応	広報担当	<input type="checkbox"/> 広報対応マニュアルにより対応する。
D 援護・調 達対応（現 地）	強化委員会および事務局	<input type="checkbox"/> 危機レベルⅠ（低）の事象では原則日連関係者は現地に派遣しない。
E 援護・調 達対応（手 配）	強化委員会および事務局	<input type="checkbox"/> 保護者・家族等が現地へ渡航する場合、ビザ手配と航空券・ホテルなどを手配。 ※ただし、危機レベルⅠ（低）の段階では実費は海外旅行保険では対象とならず保護者・家族等負担になるので、その旨を保護者・家族等に説明する

(b) 危機レベルⅡ（中）

- ・危機管理対応責任者と強化委員会による対策チームで対応する。
- ・役割分担により状況把握と情報の整理
- ・各分担の進捗状況と業務量をチェック
- ・関係委員会と調整
 - （例１） 小口の経費、仮払金の用意。
 - （例２） 選手間でSNS等の情報発信をしないように指導。
- ・現地対応のための日連関係者の派遣の判断。
- ・当該選手・指導者等の帰国の可否。
- ・競技会等への参加継続・中止の判断。
- ・政情不安・市民暴動が発生した場合（又は発生が懸念される場合）、大規模な感染症が発生した場合（又は発生が懸念される場合）は継続・中止の判断を行う。

分担・係	役割	主な担当業務
A 情報収集 対応	強化委員会および事務局	<input type="checkbox"/> 現地連盟から発生状況、正確な被害状況などを情報収集。 <input type="checkbox"/> 保険会社、旅行会社等に状況を確認。 <input type="checkbox"/> 在外公館等に連絡・報告し、発生状況、正確な被害状況などの情報収集を行う。 <input type="checkbox"/> 現地連盟、保険会社を通じて選手・指導者等の容態を情報収集。 <input type="checkbox"/> 現地連盟、保険会社を通じて治療手段の確認を依頼。 <input type="checkbox"/> 日連関係者を派遣する場合又は保護者・家族等が現地へ渡航する場合には、外務省、在外公館への事前報告および助言を要請。
B 選手家族 対応	強化委員会および事務局	<input type="checkbox"/> 安否確認（選手等）。 <input type="checkbox"/> 保護者・家族等への状況説明（状況変化の都度報告する）。 <input type="checkbox"/> 当該選手・指導者等に対し助言を行う。 <input type="checkbox"/> 保護者・家族等が現地入りする場合、出発見送り。 <input type="checkbox"/> 保護者・家族等帰国時の出迎え。 <input type="checkbox"/> 帰国後、保護者・家族等から現地弁護士紹介依頼等を受けた場合の手配。
C 広報対応	広報担当	<input type="checkbox"/> 広報対応マニュアルに基づき対応する。
D 援護・調 達対応（現 地）	強化委員会および事務局	<input type="checkbox"/> 日連関係者現地入り 先発グループと保護者・家族等と一緒に現地入りするグループに分ける。 <input type="checkbox"/> 先発グループ現地入り後、選手・指導者の状況を確認し、対策本部

		<p>に適宜連絡。</p> <p><input type="checkbox"/>派遣日連関係者による、現地連盟、医療機関、在外公館、保険会社および関連機関との連絡相談。</p> <p><input type="checkbox"/>保護者・家族等対応の実施。保護者・家族等からの要望に対し誠意をもって対応。対応に迷う場合、本部員に相談。必要な場合は通訳を手配（例：警察からの説明）。</p> <p><input type="checkbox"/>派遣日連関係者、日連などで現地でのマスコミ対応方法を広報担当と電話で協議し、対応する場合は現地窓口一元化。</p> <p><input type="checkbox"/>被災選手と保護者・家族等が帰国する場合、空港までの見送り。</p>
E 援護・調達対応（手配）	強化委員会および事務局	<p><input type="checkbox"/>派遣日連関係者のビザ手配、航空券・ホテル・現地での連絡用レンタル携帯などの手配。</p> <p><input type="checkbox"/>保護者・家族等の渡航も上記同様の手配。一旦、東京に集合する場合には、東京での宿泊手配。</p> <p><input type="checkbox"/>当該選手・指導者等を帰国させる場合は、航空券、空港までの移動手段などの手配。</p> <p><input type="checkbox"/>選手・指導者等が現地にとどまる場合で、メンタル面でカウンセリングが必要と判断する場合、カウンセラーの手配</p>

(c) 危機レベルⅢ（高）

- ・対策本部で対応する。
- ・各担当・係の進捗状況モニタリングと情報整理、各班の進捗状況および業務量をチェック

- ・関係委員会と調整
 - (例1) 小口の経費、仮払金の用意。
 - (例2) 選手間ではSNS等で情報発信しないように指導。
- ・現地対応のための日連関係者の派遣の判断。
- ・当該選手・指導者等の帰国の可否。
- ・競技会参加の継続・中止の判断。
- ・政情不安・市民暴動が発生した(懸念される)場合は、継続・中止の判断を行う。
- ・大規模な感染症が発生した(発生が懸念される)場合は、継続・中止の判断を行う。
- ・現地対策本部設置(必要に応じて)

分担・係	役割	主な担当業務
A 情報収集 対応	強化委員会および事務局	<input type="checkbox"/> 現地連盟を通じた発生状況、正確な被害状況などの情報収集。 <input type="checkbox"/> 在外公館等に連絡・報告。 <input type="checkbox"/> 現地連盟、保険会社を通じて選手の容態を情報収集。 <input type="checkbox"/> 現地連盟、保険会社を通じ治療手段の確認を依頼。 <input type="checkbox"/> 日連関係者を派遣する場合又は保護者・家族等が現地へ渡航する場合には、外務省、在外公館への事前報告および助言を要請。 <input type="checkbox"/> 広報担当でのマスコミ対応を想定し広報担当に対し状況説明・情報共有。 <input type="checkbox"/> スポーツ協会・JOC・文部科学省関係機関への報告と情報収集(必要な場合)。
B 選手家族 対応	強化委員会および事務局	<input type="checkbox"/> 安否確認(選手・指導者等)。 <input type="checkbox"/> 保護者・家族等への状況説明(状況変化の都度報告)。 <input type="checkbox"/> 当該選手・指導者等に対し助言。 <input type="checkbox"/> 保護者・家族等が事務局へ来室する場合の庶務全般。

		<input type="checkbox"/> 保護者・家族等が現地入りする場合、出発見送り。 <input type="checkbox"/> 保護者・家族等の帰国時の出迎え。 <input type="checkbox"/> 帰国後、保護者・家族等から現地弁護士紹介依頼等を受けた場合の手配。 <input type="checkbox"/> 被災者以外の選手が帰国する場合はカウンセラーを確保。 <input type="checkbox"/> 当該選手・指導者・保護者・家族等への帰国後ケア体制構
C 広報対応	広報担当	<input type="checkbox"/> 広報対応マニュアルに基づき対応する。
D 援護・調達対応 (現地)	強化委員会および事務局	<input type="checkbox"/> 日連関係者現地入り。先発グループと保護者・家族等と一緒に現地入りするグループに分ける。 <input type="checkbox"/> 先発グループは、現地入り後、選手・指導者等の状況を確認し対策本部に適宜連絡。 <input type="checkbox"/> 日連関係者派遣による、現地連盟、医療機関、在外公館、保険会社および関連機関との連絡相談の実施。 <input type="checkbox"/> 保護者・家族等対応の実施。保護者・家族等からの要望に対し誠意をもって対応。対応に迷う場合、本部員に相談。※現地入りした場合の対応業務の詳細は別途記載。 <input type="checkbox"/> 派遣日連関係者、日連などで現地でのマスコミ対応方法を広報担当と電話で協議し、対応する場合は現地窓口一元化。 <input type="checkbox"/> マスコミと選手・指導者等および保護者・家族等が接触できないよ

		<p>うに導線確認実施のため、宿泊先、医療機関、空港と入念に打ち合わせ。</p> <p><input type="checkbox"/>被災選手・指導者等と保護者・家族等が帰国する場合、空港までの見送り付き添い。</p> <p><input type="checkbox"/>死亡診断書の取付け代行。</p> <p><input type="checkbox"/>各遺族に火葬または遺体搬送の希望を確認。</p> <p><input type="checkbox"/>帰国のための遺体の処置と遺体搬送手配を保険会社経由で葬儀業者手配を依頼。</p> <p><input type="checkbox"/>航空会社と同時複数遺体の搬送を交渉。</p> <p><input type="checkbox"/>日本まで、一緒に帰国する日連関係者を決定。</p> <p><input type="checkbox"/>残る日連関係者で残務処理。 (例) 関係先への挨拶 費用の整理精算</p>
E 援護・調達対応 (手配)	強化委員会および事務局	<p><input type="checkbox"/>派遣日連関係者のビザ手配、航空券・ホテル・現地での連絡用レンタル携帯などの手配。</p> <p><input type="checkbox"/>保護者・家族等の渡航も上記同様の手配。一旦、東京に集合する場合には、東京での宿泊手配。</p> <p><input type="checkbox"/>当該選手・指導者等を帰国させる場合は、航空券、空港までの移動手段などの手配を実施。</p> <p><input type="checkbox"/>選手・指導者等が現地にとどまる場合で、メンタル面でカウンセリングが必要と判断する場合、カウンセラーの手配</p>

(注意) 誘拐(人質)の場合、外務省、現地在外公館および日本政府を通じ関係国政府との調整・連携により慎重に対応を進める。日連の軽率な対応により、現地オペレーションに支障を生じさせてはならないため、日連主導での対応は

厳禁とする。このことは保護者・家族等にも納得いただく。また、マスコミに対しては、本人の安全を最優先し問題解決を早期に図る観点から、情報提供を極力抑制する方針を堅持する。

(ケ)事後対応について

(a) 被害者のケア

被災者（被害者）及びその保護者・家族等に対し、当該危機事象による被害・不安に関する 相談等の被災者救済対応を行うように努める。被害者以外の同行者のメンタルケアも怠らないよう、カウンセリング等の案内を行う。

(b) 事後報告書の作成

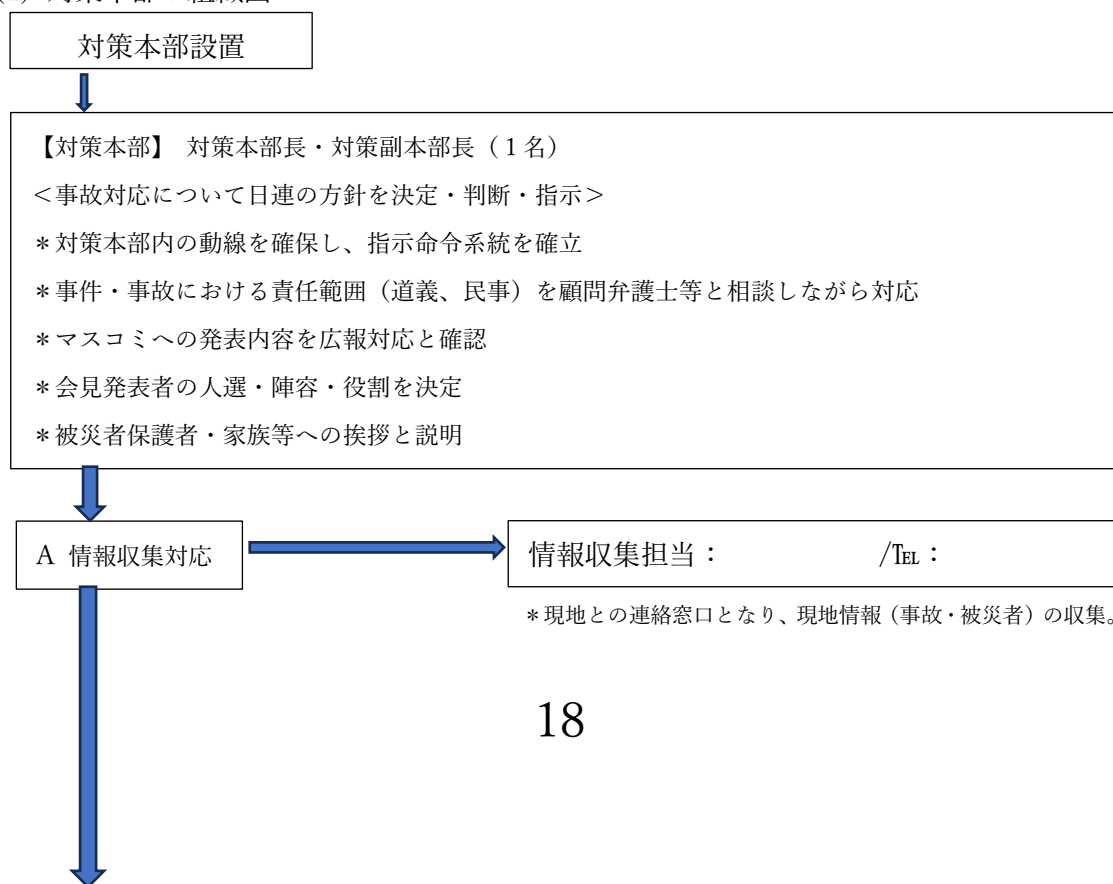
対応の経緯、原因、二次被害の有無（有の場合はその状況）、問題点・課題の整理を行い、報告書を作成する。特に、対応上の問題点については、組織・体制・管理面・指揮命令系統等の諸点に留意して作成する。

(c) 再発防止策の検討

- ・ 情報共有化のため、対応を記録した報告書は、事務局に集約したのち、データベース化する。
- ・ 対応の評価に基づいて、速やかに対応マニュアルの見直しを行う。
- ・ 洗い出された問題点に対して、長期継続的な取組みを計画的に実施する。

4 対策本部設置時の基本対応フローと海外危機管理体制 ※危機レベルⅢ（高）の場合は対応が複雑となるため、ここで対応の流れを詳細に記載する。

(1) 対策本部の組織図



対策本部・各担当の初動対応業務

B 選手・家族対応

選手・家族担当： /TEL：

- * 関係機関からの情報収集。
- * 全ての情報を一元化して収集・分析し、各関係者へ提供。
- * 現地引率指導者（受入連盟関係者）への対応指示。
- * 関係官庁への報告、在外公館への支援要請など連絡窓口。
- * 必要に応じて現地へ日連関係者を派遣、現地対策本部の設置。

- * 事故の第一報を含めた保護者・家族等（留守宅）への連絡・各種斡旋等
- * 安否確認。
- * 参加者名簿（大会名）、日程表の提出・報告。
- * 保護者・家族等の移動に伴う誘導・送迎。
- * 保護者・家族等からの要望、苦情の受付

C 広報対応

広報（マスコミ）担当： /TEL：

- * マスコミからの問合せに対する対応窓口。
- * 対策本部と記者会見要否の判断を行う。
- * 公表情報の一元化、窓口の一本化を図る。
- * HP を通した広報リリース、会見の発表内容、Q & A の作成

救護・調達対応

D 現地担当： /TEL：


- * 現地関係者との各種折衝。
- * 現地先遣隊として渡航。
- * 被災者ご家族との現地渡航

E 手配担当： /TEL：

- * 対策本部
 - ・ 保護者・家族等集合場所
 - ・ 記者会見場の設置、緊急資機材の手配。
- * 現地先遣隊、保護者・家族等の渡航に関する各種手配（航空便・移動・宿泊）。
- * 保険会社へ事故受付、補償の折衝（有無責、弔慰金、賠償金）。
- * 必要に応じて現地へ日連関係者を派遣、現地対策本部の設置。
- * 事故原因の究明、事故責任者との連絡・交渉、家族の補償交渉

補助等。

* 応急対策用資機材の調達

 F 総務・経理担当： /TEL

* 経理・会計業務、事故対応金の調達、国内葬儀関連手配。

* 日連内外文書の記録・収集・整理・保管等

(2) 各担当の役割（留意事項）

各担当の主な初動対応事項 ※詳細は P.26～参照

本部長

* 対策本部の総括を担い、現地への日連関係者派遣、当該選手・指導者の帰国の判断、競技会参加（合宿）の継続・中止の判断、関係する委員会との調整などを行う。

さらに事案終了後の記録を補完、再発防止策の策定、海外危機管理対応マニュアルの修正を行う。

A 情報収集対応

* P.3「情報収集について」を参考にし、対応を行う。

B 選手・家族対応

* 派遣選手・指導者等の安否確認、現地での状況を詳細に把握し、保護者・家族等へ状況説明を行うとともに、問い合わせ対応窓口となる。保護者・家族等が日連に来訪する場合の庶務全般を担当する。

* マスコミからの保護者・家族等や選手・指導者等に対する直接取材が予想されるが、保護者・家族等や選手・指導者等には、広報担当の責任者が窓口になる旨を伝え、原則として対外応答の一元化を図る。

C 広報対応

* マスコミからの問い合わせ対応窓口、発表内容作成、記者会見実施の判断と実施の際の対応を担当する。

* 外部への公表情報は、必ず本部長の確認を得る。

* 注意すべき点は、電話での問い合わせの際、正式な会社名、フルネームの氏名および連絡先を聞きメモを残す。

* 聞かれたことに対しては即座に回答せず、折り返しにして十分整理し回答する。

* 危機レベルⅢ（高）においては、原則専門家の招聘し、アドバイスを受け対応することも検討する。記者会見実施の必要性および発表内容についても協議する。

* なお、現地においてマスコミ対応が必要となる場合、本担当と現地におけるマ

スコミ対応の内容に齟齬を生じることのないよう、双方で緊密な連携と文書での確認により慎重に対応する。

【マスコミ対策のポイント】

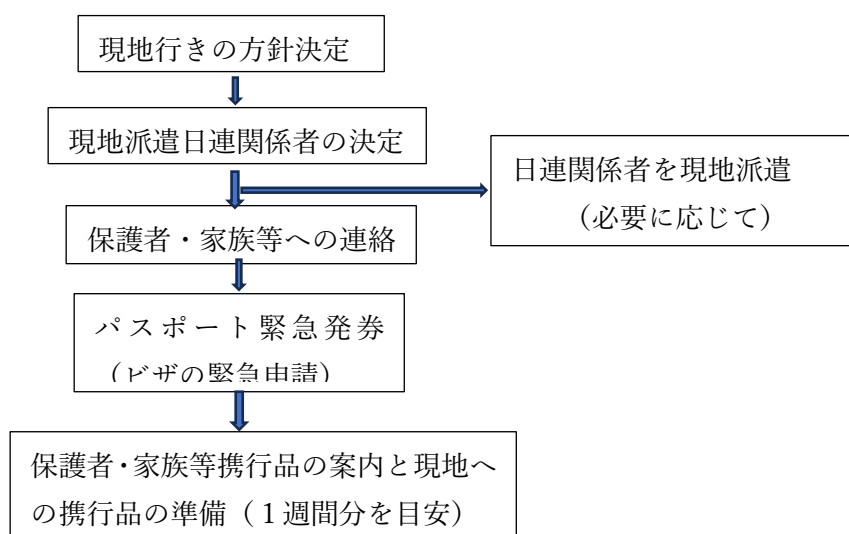
- ・ 冷静な対応、不確実な情報に基づく質問には、回答できないと明確に伝える。
- ・ 緊急時こそ組織の危機管理能力が問われ、日連のブランドに影響を及ぼすことがあることを念頭において対処する。
- ・ 事態の節目には対策本部長の対応を要するが、タイミングは慎重に判断する。

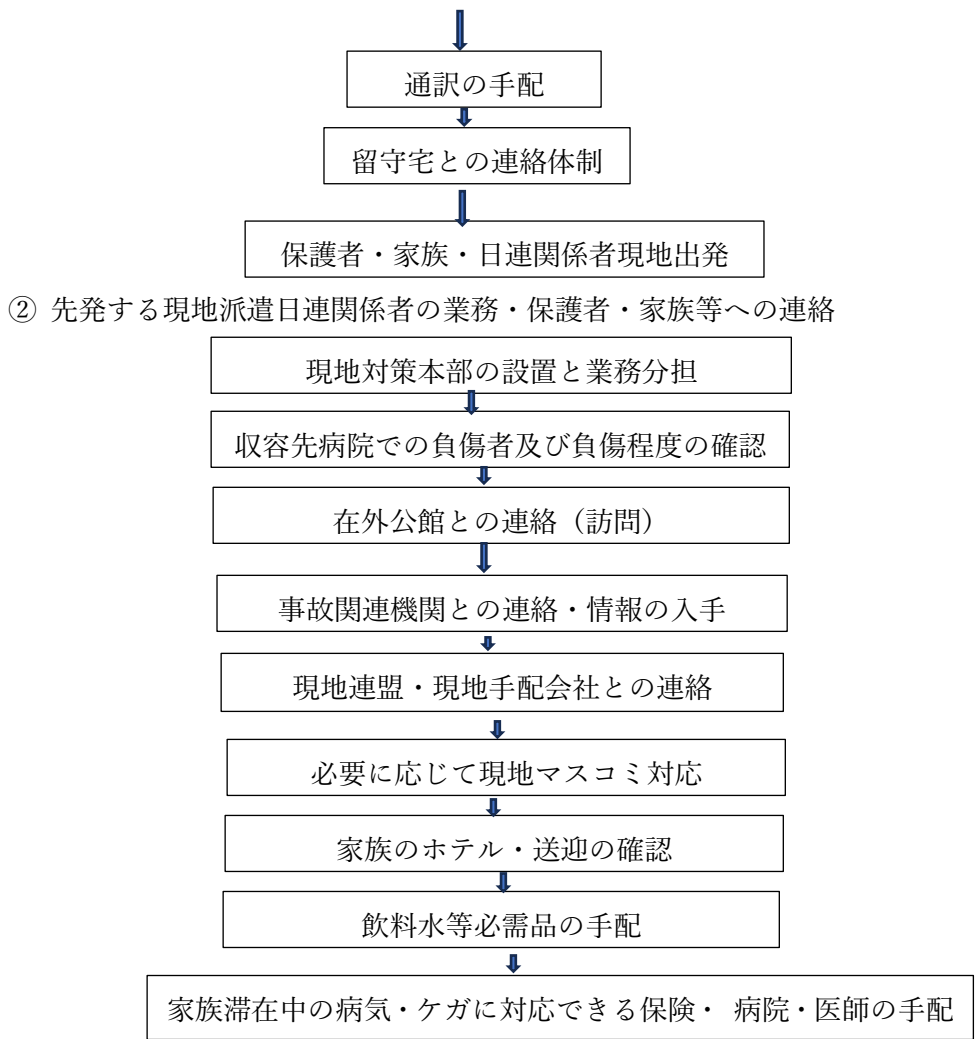
D 援護・調達対応（現地） E（手配） F（総務・経理）

- * 日連関係者の現地派遣が対策本部で決定され次第、現地派遣チームは速やかに同チームの日連関係者を現地入りさせ、派遣選手・指導者等の援護等に当たる。
- * 各種手配チームは、現地対応のため日連関係者の派遣が決定した場合、派遣に関わる各種手配を担当する。同時に保護者・家族等の渡航手配も選手・家族対応に代わり担当する。
- * 総務・経理チームは文書整理・各種記録を行う。
 - ・ 危機事象の発生から解決に至るまで対応記録の作成を各班に指示し、本部員はそれを取りまとめ記録として整理し保管する。電子的に記録した場合は、過去の情報などを上書きすることなく、別途追記する。

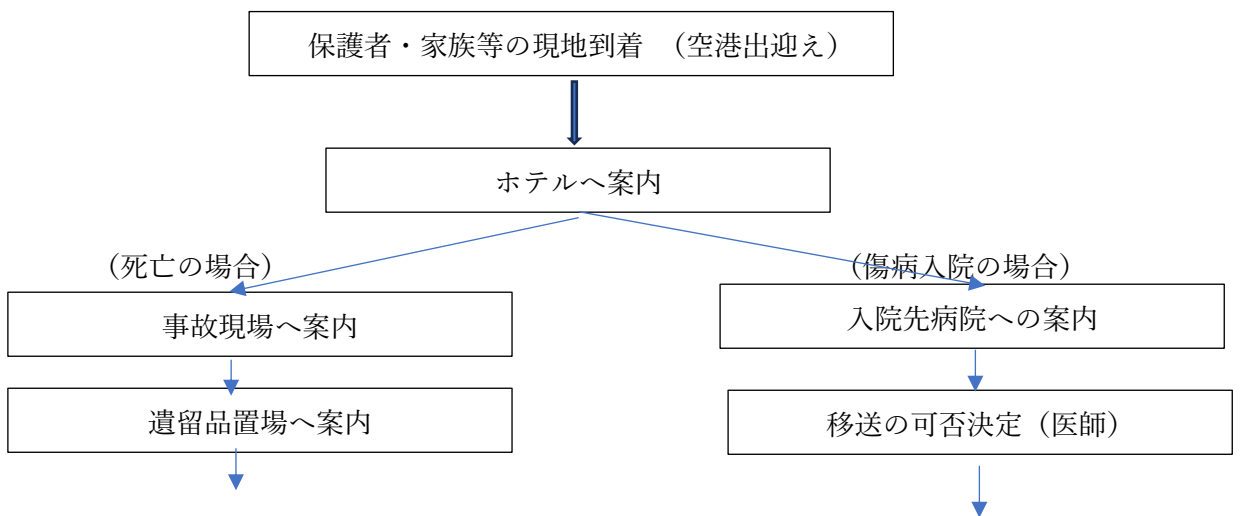
(3) 現地派遣までの諸準備及び現地での業務について

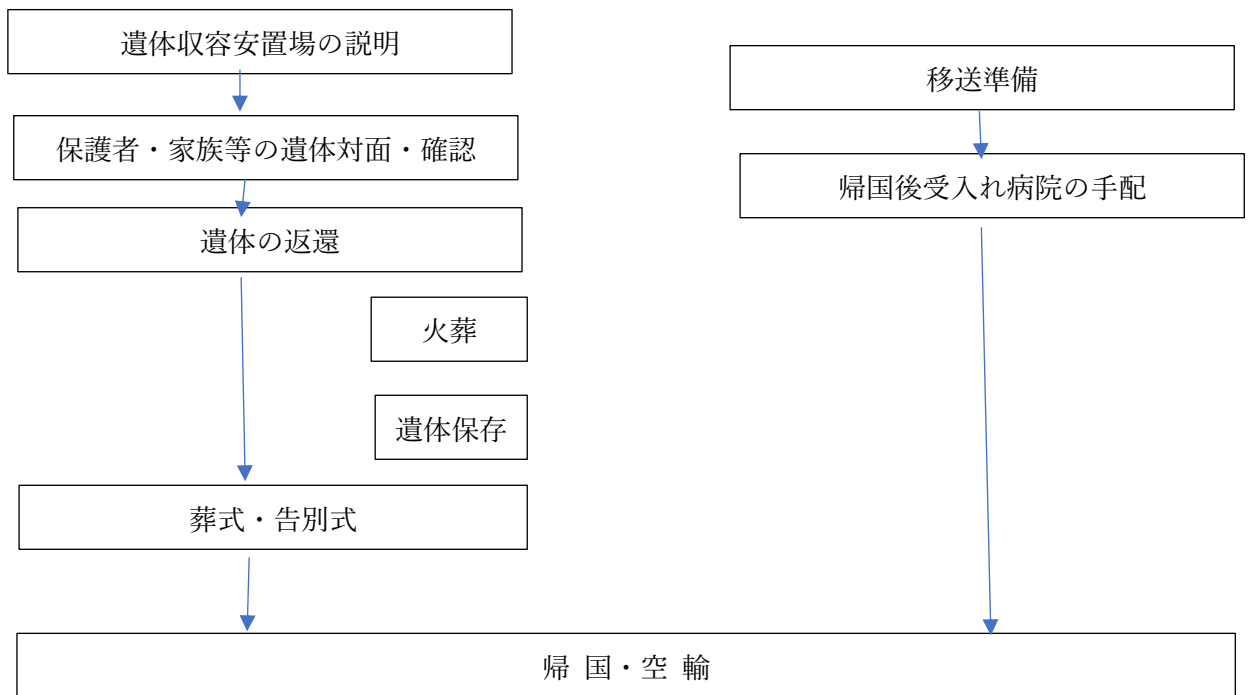
① 現地派遣までの諸準備



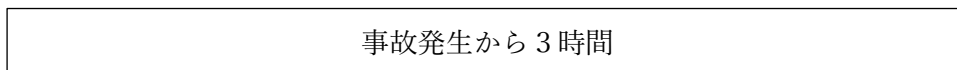


③ 保護者・家族等到着後の行動





(4) 事故発生直後の必要作業



分刻みの状態での作業となり混乱しやすいが、日連・強化委員会が一丸での対応をすることで、保護者・家族等に的確な情報を伝えるとともに、マスコミに混乱状態を見せないように心がける。

事故発生から6時間

処 理 内 容	対 応
<ul style="list-style-type: none"> ●緊急連絡網を通じ、関係者へ集合をかける ●該当する競技会、参加選手・指導者等の確認 ●関係者（現地連盟、旅行会社、航空会社・ランドオペレーター等）へ連絡し、事故情報の確認 ●事故該当遠征チームの名簿等必要書類を整理・配布 <ul style="list-style-type: none"> ・遠征日程表 ・参加者名簿、保護者・家族等連絡先、加入保険情報 ●事故報告 （事故第一報から60分以内を目安） <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁やJOC等の上部団体 ・外務省領事局海外邦人安全課 ・文部科学省 ・保険会社（任意保険） ●事故対策本部の設置（場所） ●班分け、スタッフ（先遣隊を含む）のアサイン ●連盟内緊急体制整備、対応方針決定 ●マスコミ用控え室、記者会見室の設置 ●保護者・家族等への連絡（事故第一報から1～2時間以内を目安とする。） ●マスコミからの問合せ対応（記者会見など） ●事故情報の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の確認（事故、被災者） ・外務省の情報を中心にマスコミ情報、現地情報を集約、各班に配布 ・現地事故現場周辺地図の入手 ・外部あて発信文書の審査 ●第一回記者会見 （問い合わせ対応後2～3時間以内を目安とする。） 	<ul style="list-style-type: none"> ●対策本部 ●選手・家族対応 ●情報収集対応 ●選手・家族対応 ●情報収集対応 ●援護・調達（手配）対応 ●事故対策本部・援護（現地） ●事故対策本部・事前準備 ●援護・調達（手配）対応 ●選手・家族対応 ●広報対応 ●情報収集対応 ●対策本部・広報対応 ●広報対応

各担当は、事故処理の役割を漏らすことなく迅速かつ冷静に処理する。
正確な情報の把握に努める。

処 理 内 容	対 応
<ul style="list-style-type: none"> ●日連関係者の現地派遣の有無決定 ●保護者・家族等現地渡航の有無確認 ●保護者・家族等集合場所・説明会設置 ●保険会社との費用等各種打合せ ●保護者・家族等への集合案内 (事故第一報後3～4時間以内を目安とする。) ●現地先遣隊の渡航関連準備・手配 ●保護者・家族等集合・説明 ●保護者・家族等現地渡航関連 <ul style="list-style-type: none"> ・現地渡航者調整・その他説明 ・パスポート、ビザ緊急発券 ・現地渡航各種手配 ・渡航スケジュールの決定 ●記者会見（必要に応じて） 保護者・家族等現地渡航関連情報 	<ul style="list-style-type: none"> ●対策本部、援護・調達（現地） ●選手・家族対応 ●援護・調達（手配）対応 ●援護・調達（総務）対応 ●選手・家族対応 ●援護・調達（現地、手配）対応 ●対策本部長（挨拶、対応方針） ●選手・家族対応 ●広報対応

事故発生初日終了まで

初日の対応の出来がその後の事故処理のスムーズさを決め、日連の評価へとつながる。

処 理 内 容	対 応
<ul style="list-style-type: none"> ●保護者・家族等現地渡航事前調整 ●保護者・家族等現地渡航各種手配 (携行品や同行者関連を中心に手配) ●先遣隊（日連関係者）の出発 (2日目までには現地入りを目安とする。) ●負傷者対応 ●その他（各対応の業務） 保護者・家族等の諸々のお世話 現地情報の入手 記者会見（必要に応じて） 情報収集、整理、報告 保護者・家族等・先遣隊渡航手配等 対策本部等の維持、管理 資金手当と負担者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●援護・調達（現地、手配）対応 ●援護・調達（現地、手配）対応 ●援護・調達（現地）対応 ●援護・調達（現地）対応・保険会社 ●選手・家族対応 ●情報収集対応 ●広報対応 ●情報収集対応 ●援護・調達（手配）対応 ●援護・調達（手配）対応

(5) 各対応の業務 (詳細)

A 情報収集対応 (関係官庁等)

《担当業務》

各担当への指示、調整
全ての情報を一元化して収集、分析
関係上部団体、官庁への連絡対応窓口

組織化にあたっての注意

- ・ 事故に関する情報を外務省の情報を中心に的確に集める。
- ・ 各対応に必要な情報を整理して提供する。

業 務 内 容

- ① 事故現場周辺の地図入手と見取図の作成
- ② 関係各所への報告または報告確認
 - ◎ 外務省領事局海外邦人安全課 TEL：03-5501-8160 (直通)
 - ・ 現地大使館、領事館への支持、連絡
 - ・ 現地における邦人保護援助等
- ③ 情報収集先
 - ◎ 現地対策本部
 - ・ 現地手配団体
 - ・ 現地派遣連盟
 - ・ 在外協力団体 等
 - ◎ 関係上部団体・官庁 (スポーツ庁・JOC・外務省・在外公館)
 - ◎ マスコミ、保険会社等
 - ◎ 対策本部各担当
- ④ 情報の整理、配布と統括
 - ◎ 事故対策本部各担当が必要とする情報を時系列に整理して提供する。
 - ◎ あわせて、各部の司令塔として全体の進捗状況もチェックする。
 - ◎ 事故にかかわる外部あて発信文書等のチェック (事故対策本部長に承諾を得る)

B 選手・家族対応

《担当業務》

保護者・家族等への連絡・各種斡旋業務

業 務 内 容

組織化にあたっての注意

- ・ 死亡・重傷病の場合は、保護者・家族等一組に担当者一人の対応が望ましい。
- ・ 事故発生から収拾まで同一担当者による保護者・家族等対応が望ましい。
- ・ 状況報告等について、極力他の保護者・家族等への連絡内容と平仄を合わせる。
- ・ マスコミ等外部に発表する前に、保護者・家族等に連絡・説明をする。

- ① 当該遠征の概要確認
 - ◎ 遠征参加者名簿および日程表の作成。
 - ◎ 上記コピーを各担当へ配布（特に上部団体、関係官庁、保護者・家族等、マスコミには至急必要）。
- ② 事故内容・被災状況の情報入手と保護者・家族等への報告内容の確認
 - ◎ 特段の事情が無い限り、事故第一報から1～2時間以内を目安に行う。
 - ◎ 予め連絡事項の統一的なメモを作成し、保護者・家族等ごとに報告内容が異ならないよう注意する。
- ③ 保護者・家族等への事故発生の電話報告（第一報）
 - ◎ 事実関係のみを誠実かつ冷静に伝える。
 - ◎ 保護者・家族等は当然事故の詳細や原因を尋ねてくるが、不明な点への質問には憶測や希望的観測で答えることは避け、「確認のうえ、後ほどあらためて連絡差し上げます」と対応する。
 - ◎ 報告内容は以下のとおり。
 - ・ 事故状況：発生場所・発生日時・事故形態・被災者の現況
 - ・ 伝達、確認：日連担当者・連絡先、家族代表者と被災者との続柄、家族不在時の連絡先、有効なパスポートの有無
 - ◎ 「次回連絡まで自宅で待機」していただくよう案内
 - ◎ マスコミへの情報提供状況についての報告
- ④ 保護者・家族等集合場所の確認と現地渡航の有無等基本方針の確認
 - ◎ 現地に日連関係者を派遣するか、保護者・家族等の現地渡航希望者に応じるか等対策本部長を中心に、重要な基本方針の決定を行う。
 - ◎ 援護・調達（現地）対応と協力する。

- ⑤ 保護者・家族等への電話連絡
 - ◎ 事故第一報から3～4時間前後までを目安に行う。
 - ・集合のお願いと集合場所の案内
 - ・現地渡航可能性の案内
 - ・有効なパスポートの有無を確認。無い場合は、パスポート取得用書類の案内（必要に応じてビザ取得用書類の案内/旅行会社等を通して確認）
 - ・被災者が付保している、任意の海外旅行保険の確認
 - ・集合時に持参が必要な物の案内
 - ◎ 集合場所には、十分な数の椅子、飲物等を用意すること。
 - ・マスコミの取材攻勢から守るために、集合場所はマスコミ会見場所とは別の場所に確保。
 - ・援護・調達（手配）対応と協力する。
 - ◎ 保護者・家族・近親者のお世話
 - ・日連による状況説明（対策本部長、ご家族担当者）
 - ・挨拶、日連としての事故対応方針の説明
 - ・事故状況、遠征参加者の被災状況（死亡・行方不明・負傷状況等）の説明
 - ・現地での対応状況の説明
 - ・次の状況説明予定時間の案内
 - ・現地渡航方針・渡航希望者の確認及び費用負担についての説明
 - ・マスコミ対応（対応方針・注意点について必要に応じて案内）
- ⑥ 現地渡航に関する対応
 - ◎ 援護・調達（現地、手配）対応と協力する。
 - ◎ 事故発生日の2日目以内を目安に現地入りする。

C 広報対応

《担当業務》

マスコミ等学部からの問合せ対応窓口

組織化にあたっての注意

- ・必ず窓口を一本化すること。
- ・重要な情報は、マスコミに発表する前に保護者・家族等に知らせる。
- ・誠実かつ真摯な態度で対応する。
- ・被災者保護者・家族等のプライバシーの侵害に留意し、無理な注文には応えないこと。
- ・一般に人命に関わる事件・事故の発生は、社会的に大きな関心事であり、マスコミは一刻も早く報道しようと情報源に殺到する。特に海外派遣中に発生した事故は、国内と比べて情報不足となるため、その情報源を日連に求めてくる傾向がある。

業務内容（記者会見を実施する場合）

- ① マスコミ対応用スペース（別室）の確保
 - ◎ 援護・調達班（手配）を確認する。
 - ◎ マスコミ用専用電話の設置（事故状況に応じて2～3本）
 - ◎ TV・録画機器の設置。
- ② 一次対応
 - ◎ 混乱の回避を優先する。
 - ◎ 報道関係者の受付（名刺を必ず受け取る）
 - ◎ 保護者・家族等・上部団体・関係官庁への連絡状況の確認
 - ◎ 名簿は原則非公開とする（個人情報の取扱に注意）
 - ◎ 派遣日程表を【選手・家族対応】から入手し、その他の情報と合わせて複写を配付する。（現地連絡先、滞在先の詳細は公表しない）
 - ◎ 第1回記者会見の案内（マスコミからの問合せ後、2時間～3時間以内を目安）
- ③ 二次対応
 - ◎ 記者会見用原稿の作成（対策本部長の了解を得る）。
 - ◎ 派遣日程概要、事故概要を説明する。
 - ◎ 日連の対応方針、対応スケジュール概要（保護者・家族等、現地先遣隊の出発予定等）を説明する。
 - ・ 不明な点、未決定な点に係る質問に対しては、憶測で発言することは避け、「調査中」または「検討中」と明確に発表すること。
 - ・ 今後の記者会見のスケジュールを明示する（必要に応じて）

D 救護・調達（現地）対応

《担当業務》

現地関係者からの情報収集
現地関係者との各種折衝
現地先遣隊としての渡航
被災者保護者・家族等との現地渡航

組織化にあたっての注意

- ・現地先遣隊は、少数精鋭での対応（日連の方針を代表しうる2名程度）が望ましい。
- ・現地先遣隊は、事故発生後2日目までには現地入りすることが望ましい。

業 務 内 容

① 現地先遣隊の人選

- ◎ 事故発生情報入手後、直ちに現地に派遣。
- ◎ 日連の代表として判断を下せる者。
- ◎ 語学力、精神力、体力も考慮に入れること。

[渡航前]

② 現地で確認すること

- ◎ 現地で確認すべき情報の整理
 - ・ 事故の状況（発生日時・場所等/5W1H）
 - ・ 事故当事者（加害者）の概要
 - ・ 事故原因
 - ・ 被災者の損害の内容と収容先
 - ・ 現地の医療事情に関する情報（保険会社等を通して確認）

③ 渡航準備

- ◎ 出発前に外務省領事局海外邦人安全課に連絡する。
 - ・ 現地情報、現地担当領事の連絡先を確認する。
 - ・ 外務省の指示、アドバイスを確認する。
- ◎ 協力が得られる関係機関、現地手配団体等に現地での協力を依頼する。
 - ・ 現地手配団体または派遣先連盟との業務委託契約書があれば確認する。
 - ・ 現地手配団体または派遣先連盟には事故に係わる手配内容を確認させる。

[渡航後]

④ 在外公館との打合せ

- ◎ 事故状況、現地事情の説明を受ける。
- ◎ 当該国の担当機関・部局との折衝を依頼する。
- ◎ 事故に関する資料（被災者氏名・パスポート番号等）を提供する。
- ◎ 事故対応方針の説明
- ◎ 被災者対応の打合せ
- ◎ 現地入りする被災者の家族に関する情報提供

- ⑤ 現地情報の入手、協力要請と報告
 - ◎ 情報の入手先は、以下のとおり
 - ・ 参加選手・指導者等
 - ・ 現地派遣先連盟
 - ・ 現地手配会社・団体
 - ・ 病院・医師
 - ◎ 最新情報入手後、逐次国内【事故対策本部 情報収集班】に報告
 - ・ 被害の程度（死亡、重体、重傷、軽傷等の掌握）
 - ・ 収容先病院・警察署の詳細
 - ・ 入院治療予定期間
 - ◎ 死傷者の身元確認
 - ・ 身元確認資料の入手を【選手・家族対応】に依頼。
 - ◎ 現地対応の諸費用見積もりを【援護・調達（手配）対応】に報告。
- ⑥ 現地対策本部の設置
 - ◎ 対策本部設置の場所
 - ・ 現地派遣先連盟またはホテルが望ましい。
- ⑦ 保護者・家族等受入準備
 - ◎ 必要に応じて通訳の手配（派遣日連関係者用と渡航ご家族用）
 - ◎ 現地移動の交通機関、ホテルの手配
 - ・ 手配業者には、事故状況の概要を説明し、対応者の身だしなみ等を含めた留意事項を徹底させる。
 - ・ ホテル、ホテル内会議室、レストラン等の事前下見、打合せ。
 - ◎ 日本調達が必要な携行品、物品の確認と報告。
 - ◎ 供花の手配
 - ◎ 軽食・飲料水（ミネラルウォーター、日本茶等）の手配
 - ◎ 渡航保護者・家族等の病院訪問： 医師、病院への事前連絡
- ⑧ 現地慰霊祭の準備（必要に応じて）
 - ◎ 宗教関係者と打合せの上、祭壇や線香等現地調達の可否を確認。
 - ◎ 現地調達の開始と日本調達の依頼
- ⑨ 傷病者の状況確認
 - ◎ 負傷程度と家族渡航要否の確認
 - ◎ 日本あるいは第三国への移送要否の確認、報告
 - ◎ 移送便・帰国便の手配
 - ◎ 日本人医師・看護師の派遣要否確認と手配
 - ◎ 医薬品の日本調達要否の確認と手配

- ⑩ 現地マスコミ対応
- ◎ マスコミ関係者の取材には「基本は日本サイドで行う」旨を伝えた上で、現地での対応部分については「できるだけ協力する」立場をとる（在外公館と相談する）。
 - ◎ 必ず日本サイドのマスコミ対応担当と連絡を取り、公表情報（内容）のレベルをあわせておく。
 - ◎ 不用意な発言を避け、感情的にならず常に冷静に対応する。
 - ◎ 発表・発言はメモによって行うのが基本。
 - ◎ 毎回、発表・発言内容を日本の対策本部へ報告。
 - ◎ 保護者・家族等到着時の混乱を避けることを第一義に考慮し、情報の事前案内など必要な措置をとっておく。
- ⑪ 事故責任者・団体との打合せ（必要に応じて）
- ◎ 事故原因についての見解確認・折衝交渉
 - ◎ 当座の費用負担の可否について確認
 - ◎ 相手方の対応方法（弁護士等）の確認
- ⑫ 保護者・家族等の現地滞在中の対応業務
- ◎ 空港への出迎え（【広報】と事前打合せ＝空港では取材を受けない）
 - ◎ 在外公館員または現地対策本部から、渡航保護者・家族等に対して事情説明
 - ◎ 事故現場への案内（供花手配）
 - ◎ 死亡者・重傷者等の収容病院への案内
 - ◎ 宿泊案内
 - ◎ 僧侶など宗教関係者同行の場合、事故現場での追悼式の準備・式次第について打合せ
 - ◎ 遺留品引渡しと身元確認
 - ◎ 遺体の受取り（現地葬儀社とも打合せ）
 - ・ 僧侶など宗教関係者が同行した場合には立会いを依頼する。
 - ◎ 現地仮葬儀の実施（保護者・家族等の意向を確認）
 - ◎ 各種書類の手配（領事館、病院、保険会社）
 - ・ 死亡診断書または死体検案書
 - ・ 事故証明書
 - ・ 火葬証明書
 - ・ 遺骨証明書または遺体証明書
 - ◎ 帰国手配
 - ・ 無傷・軽傷者の帰国手配
 - ・ 遺族は、可能な限りご遺体、御遺骨と同じ便で帰国手配をする。

- ・ 重傷者の国際移送の可否は医師と相談・同意の上で、帰国手配をする。
- ◎ 遺体の空輸手配
- ◎ 事故原因に関する最新情報の入手
- ◎ 現地関係者への挨拶 ※詳細は別途 P. 16 記載。
- ⑬ 諸経費の記録・精算
 - ◎ こまめに領収書を取り、利用明細は控えておくこと（帰国後の保険精算）

D 救護・調達（手配）対応

《担当業務》

対策本部、保護者・家族等集合場所、記者会見場の設置
 現地派遣日連関係者、保護者・家族等現地渡航に関する各種手配
 保険会社との支払保険金に関する各種交渉
 事故責任主体との交渉あるいは保護者・家族等の補償交渉補助

業 務 内 容

- ① 対策本部の設置、保守、管理、維持
 - ◎ 同一事務所あるいは同一建物内が望ましい。
（保護者・家族等、現地、その他関係者からの情報が集約されるため）
 - ◎ 連絡を必要とする関係先の電話番号一覧表の作成と掲示
 - ◎ TV・録画機器の設置
 - ◎ 学外からの協力者対応、見舞い品等の記録
- ② 保護者・家族等集合場所の設置
 - ◎ 学内会議室、ホテル内会議室が望ましい（マスコミから離す）
 - ・ 第一報入手後3～4時間以内を目安に設置完了すること。
 - ・ 被災者一人あたり、保護者・家族等2～3人が集合する前提で会議室の規模を決定する。
 - ・ 必要に応じ、家族の宿泊を手配。
 - ◎ 軽食や飲物の準備
 - ◎ 保険会社等と集合交通費、宿泊費等費用負担を事前に打ち合わせておくこと。
- ③ 記者会見場、マスコミ用控室・記者会見室の設置
 - ◎ 必ず、対策本部、保護者・家族等集合場所とは別に設置する。
 - ◎ 設置後は、【広報】で各種の手配を行う。

- ④ 先遣隊（日連関係者）関連の手配
 - ◎ 交通機関・宿泊等の予約手配
 - ◎ 派遣スケジュールが確定次第日程表を作成し、関係各部に配布
 - ◎ 現地で使用できる国際携帯電話等の手配
- ⑤ 渡航保護者・家族等の手配
 - ◎ 渡航保護者・家族等の緊急旅券・ビザ発給
 - ◎ 渡航先国での交通機関、ホテルの手配
 - ・ 現地での送迎車の手配
 - ◎ 必要に応じ、僧侶等の宗教関係者の手配
 - ◎ 必要に応じ、日本人医師・看護師の手配
 - ◎ 渡航日程が確定次第、日程表を作成し、関係各部に配布
- ⑥ 保険会社との連絡
 - ◎ 旅行事故対策費用保険の付保保険会社へ連絡
 - ◎ 被災者の海外旅行保険（クレジットカード付帯を含む）加入状況の調査
 - ◎ 海外旅行保険の付保保険会社への連絡（事故受付）
 - ◎ 契約内容一覧表の作成
- ⑦ 負傷者関連の手配
 - ◎ 重傷病者の移送
 - ・ 負傷や罹患の状況により、移送可能な時期・移送先が異なる
 - ・ 容態により定期便の場合とチャーター便の場合がある
 - ◎ 軽傷者の帰国
 - ・ 帰国スケジュールの確認
- ⑧ 派遣保護者・家族等の携行品の手配、支援
 - ◎ 日用品をはじめ、まとまった数量の物品は現地調達ができない前提で準備
 - ◎ 身元確認に必要な物の用意を案内（死亡の場合）
 - ◎ 現地追悼式、仮葬儀に必要な物品の手配、支援（死亡の場合）
- ⑨ 保護者・家族等・遺体（遺骨）帰国時の各種手配
 - ◎ 空港内特別待合室（VIPルーム）の手配、空港出迎えと挨拶
 - ◎ 遺骨の通関手配 税関検査は「旅具通関」
（在外公館発行の「遺骨証明書」の提示を案内）
 - ◎ 遺体の通関手配
（通関手続きは航空貨物輸入業者に依頼、在外公館から受領の「遺体証明書」を業者に渡す、通関後は葬儀社等による遺体の国内搬送。）
- ⑩ 国内葬儀関連の手配
 - ◎ 保護者・家族等の意向を確認し、葬儀スケジュールを入手する（【選手・家族対

応】 経由)

- ◎ 日連関係者の参列予定表の作成
 - ◎ 生花の手配 (宗教、慣習、地域特性に配慮する)、弔電・弔文の手配
 - ◎ 香典・弔慰金の手配
- ⑪ 補償交渉
- ◎ 顧問弁護士、保険会社と打合せ

E 救護・調達 (総務・経理) 対応

《担当業務》

文書整理・各種記録
経理・会計業務

組織化にあたっての注意

費用については、事故責任者負担・保険対応・保護者家族等負担・日連負担を明確にしつつ対応する。

業 務 内 容

- ① 学内外文書の記録・収集・整理・保管
- ◎ 時系列的に対処記録を集約、作成する。
 - ◎ 全てのやりとりを録音あるいは文書記録としておくことが望ましい。
- ② 経理・会計業務
- ◎ 日連での負担・立替え、保険会社からの支払い等を慎重に確認する。
 - ◎ 事故対応に係る専用帳簿の作成
 - ◎ 一時金の調達
 - ◎ 携行外貨の手配
 - ◎ 立替金・支出金の準備
- ③ 事後処理
- ◎ 見舞・協力者に対する礼状等作成・送付
 - ◎ 見舞・協力者に対する訪問、挨拶 (必要に応じて)
 - ◎ 経理精算業務

5 派遣選手・指導者等が行うべき安全対策

(1) 渡航前の安全チェック項目

① 派遣に伴う現地での危機管理に対する心構えと準備すべき事項

- (a) 危機発生の可能性を十分認識する。
自ら危険を招かない。
目立たない。(言動・競技者らしい服装)
冷静に行動する(「自分の身は自分で守る」が基本)。

- (b) 安全管理に関する事前の説明会等へ参加する。

- (c) 健康状態のチェック

② 海外旅行保険への加入と確認事項

- (a) 旅行会社や航空会社の危機発生時の補償等を確認する。
- (b) 渡航前に加入した保険証書のコピーを家族等に渡しておく。

③ 国際情勢、渡航先の安全について最新情報を収集

- (a) 国際情勢の変化や渡航先地域の治安・犯罪情報(外務省、在外公館 HP 等)を収集する。

→ 外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

- (b) 渡航先地域の感染症情報を収集し必要に応じて予防接種を受ける。

→ 例) 厚生労働省検疫所 HP

- (b) 渡航先国の政治・社会・宗教・習慣、日本との関係や対日イメージを理解しておく。

④ 自己の危機管理

- (a) 緊急連絡先(旅行手配会社、保険会社、在外公館、現地受入連盟)を外出の際は必ず携行する。
- (b) 緊急時の保護者・家族等への連絡方法・手段を確認する(スマートフォンの携帯など)
- (c) 海外渡航中は自動車やバイクの運転はしない(違反や事故の場合の法的手続き、賠償責任や補償に係る問題が発生するため)。
- (d) パスポート写真ページの写し、クレジットカード表裏面の写し(保護者・家族等に渡す)、旅券用写真2枚を用意する。
- (e) 予約した航空券の変更は可能かどうか確認する。
- (f) 空港からホテルへの移動など、安全性を考慮した移動手段を検討する。

(2) 危機に遭遇した場合の対応

現地受入連盟に緊急連絡し、その指示に従って慎重に行動する。なお、自ら連絡できない場合は現地受入連盟や在外公館等の関係者に依頼する。

P.3 (ウ) 危機レベルの判定（危機レベルの分類および基本的な対応方針）

海外派遣（競技会・強化合宿）の際に想定される緊急事態を以下の3つのレベルに大別する。ただし、危機レベルは状況に応じて判断される。

	危機レベルⅢ（高）	危機レベルⅡ（中）	危機レベルⅠ（低）
対応組織	対策本部	強化委員会と事務局で対策チームを立ち上げる。→必要に応じて保険会社、旅行会社にアドバイスを求める。	
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・日連から派遣された指導者もしくは選手が生死不明、行方不明となった場合。 ・重体、重症と判断される疾病及び傷害（病気以外の事由によるもの）。 ・瀕死、死亡事件・死亡事故。 ・複数の選手・指導者等の人命への影響（懸念を含む）がある事案。 ・マスコミで大きく報道がなされ（懸念され）、日連としてマスコミ対応（記者会見等）が必要となる事案。 ・犯罪・違法行為を起こした場合。 ・その他上記に準ずる事態と判断される場合。 ・（派遣先で新型インフルエンザ等の感染症が流行した場合など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣選手・指導者等（1名）の人命への影響が懸念されるが、強化委員会が対応することが適切と思われる事案。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機の概要が判明するまでの期間。 ・派遣選手・指導者等の人命への影響がない（想定されない）事案。
基本的な対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣選手・指導者等が生死不明又は死亡、現地警察の介入、拉致誘拐等に遭遇、マスコミ報道される事件事故に巻き込まれた場合は、原則として強化委員会と連携し海外緊急対策本部を設置して対応を行う。 ・対策本部立ち上げの判断は危機管理対応責任者と協議のうえ決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生死には関わらないが、現地での対応では解決困難な事件・事故等が発生した場合は強化委員会と事務局が対策チームを設けて対応する。 ・対策チーム立ち上げの判断は危機管理対応責任者が決定する。 ・対応状況と結果は、速やかに危機管理対応責任者に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で対応可能な軽微な疾病、トラブル等が発生した場合は、特別な体制は敷かず、現地と強化委員会の連携で対応する。 ・対応状況と結果は速やかに危機管理対応責任者に報告する。

<p>(a) 自然災害 (地震等)</p>	<p><input type="checkbox"/> 自然災害が発生し、複数の派遣選手・指導者等の人命への影響 (懸念を含む) がある場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 大地震 (目安: 震度 6 弱以上)、洪水等の自然災害に遭遇した場合。</p>	<p><input type="checkbox"/> 自然災害 (地震の目安: 震度 5 強以下) が発生し、選手・指導者等 (1 名) の人命への影響がある (懸念される) がその他の派遣選手・指導者等の人命には被害が及んでいない (行方不明を含む) 場合。</p>	<p><input type="checkbox"/> 自然災害が発生し、派遣選手・指導者等への影響があるか情報収集している段階。</p> <p><input type="checkbox"/> 自然災害が発生し、派遣選手・指導者等の人命に影響はないが何らかの被害が発生している。</p>
<p>(b) 事故 (交通事故・火災・爆発等)</p>	<p><input type="checkbox"/> 事故が発生し、複数の派遣選手・指導者等の人命への影響 (懸念を含む) がある場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 派遣選手・指導者等が事故を発生させ、本人もしくは他者の複数の人命に影響 (懸念を含む) がある、又は他者の保有資産・施設の運営に重大な支障が出る (懸念される) 場合。</p>	<p><input type="checkbox"/> 事故が発生し、派遣選手・指導者等 (1 名) の人命への影響 (懸念) があるが、その他の派遣選手・指導者等の人命には被害が及んでいない場合 (行方不明を含む)。</p> <p><input type="checkbox"/> 派遣選手・指導者等が事故を発生させ、本人もしくは他者の人命に影響 (懸念を含む) がある、又は他者の保有資産・施設の運営に支障が出る (懸念される) 場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 人身事故を伴う交通事故。</p>	<p><input type="checkbox"/> 事故が発生し、派遣選手・指導者等への影響があるか情報収集している段階。</p> <p><input type="checkbox"/> 事故が発生し、派遣選手・指導者等の人命に影響はないが何らかの被害が発生している <input type="checkbox"/> 派遣選手・指導者等が事故を発生させ、人命には影響はないが本人もしくは他者に対して何らかの被害が及んでいる。</p>
<p>(c) 事件 (犯罪被害) ※テロ事件含む。ただし、外務省の海外危険情報が発出されている場合は「⑦情勢不安、市民暴動」で対応する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 事件が発生し、単独あるいは複数の派遣選手・指導者等の人命への影響がある (懸念される) 場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 違法麻薬・薬物を使用した場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 銃器による事件・事故に巻き込まれた場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 現地警察が介入する喧嘩、暴漢、レイプ等による犯罪。</p> <p><input type="checkbox"/> 多額と判断される損害賠償を伴う指導者・選手等や日連に関わる事件・事故。</p>	<p><input type="checkbox"/> 事件が発生し、派遣選手・指導者等への影響はないが負傷等の被害が及ぶ (性犯罪等、心身に著しく負担を与える事案の場合は、状況に応じて危機レベル III として取扱う) 場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪・違法行為を起こした場合 (危機レベル III を除く)</p> <p><input type="checkbox"/> 損害賠償を伴う事故を起こした場合 (危機レベル III を除く)</p>	<p><input type="checkbox"/> 事件が発生し、派遣選手・指導者等への影響があるか情報収集している段階。</p> <p><input type="checkbox"/> 事件が発生し、派遣選手・指導者等の人命に影響はないが何らかの被害が発生している場合。</p>
<p>(d) 事件 (犯罪加害)</p>	<p><input type="checkbox"/> 派遣選手・指導者等が事件 (犯罪加害) に関与し、他者の人命に影響がある (懸念を含む)、又は他者の保有資産・施設の運営に支障が出る (懸念を含む) 場合。</p>	<p><input type="checkbox"/> 派遣選手・指導者等が事件 (犯罪加害) に関与し、人命には影響はないが他者に対して何らかの被害を発生させている場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪・違法行為を起こした場合 (危機レベル III を除</p>	<p><input type="checkbox"/> 派遣選手・指導者等が事件 (犯罪加害) に関与し、情報収集している段階。</p> <p><input type="checkbox"/> 軽微な事故など</p>

	<input type="checkbox"/> 違法麻薬・薬物を使用した場合。 <input type="checkbox"/> 銃器による事件・事故に巻き込まれた場合。 <input type="checkbox"/> 現地警察が介入する喧嘩、暴漢、レイプ等による犯罪被害。 <input type="checkbox"/> 選手・指導者等や日連に対し、多額と判断される損害賠償を伴う事件・事故。	く) <input type="checkbox"/> 損害賠償を伴う事故を起こした場合（危機レベルⅢを除く）	
(e) 発病 ※メンタルヘルス不調を含む。		<input type="checkbox"/> 派遣選手・指導者等が病気のため死亡する（懸念される） <input type="checkbox"/> 入院、手術を必要とするような疾病及び傷害。 <input type="checkbox"/> カウンセリングが必要とされる精神的不安。	<input type="checkbox"/> 派遣選手・指導者等が発病したとの連絡を受け情報収集している段階。 <input type="checkbox"/> 派遣選手・指導者等が病気のため入院・手術等の治療が必要な場合。 <input type="checkbox"/> 通院や短期の入院を伴う疾病・傷害。 <input type="checkbox"/> 軽微な精神的不安。
(f) 誘拐、人質、ハイジャック等	<input type="checkbox"/> 派遣選手・指導者等がハイジャック・拉致誘拐事件の被害者となる場合。	—	<input type="checkbox"/> 誘拐、人質、ハイジャック事件が発生し、派遣選手・指導者等への影響があるか情報収集している段階。
(g) 政情不安、市民暴動	<input type="checkbox"/> 政情不安、市民暴動が発生し（懸念を含む）、外務省の海外危険情報が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上となった場合。	<input type="checkbox"/> 政情不安、市民暴動が発生し（懸念を含む）、外務省の海外危険情報が「レベル1：十分注意してください」となった場合。もしくは、外務省の「危険情報」「スポット情報」「広域情報」からの情報等で危険と判断される場合。	<input type="checkbox"/> 政情不安、市民暴動の発生が懸念される場合。（外務省の「危険情報」「スポット情報」「広域情報」等から情報を収集）
(h) 大規模な感染症	<input type="checkbox"/> 大規模な感染症が発生し（懸念を含む）、外務省の感染症危険情報が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上となった場合。	<input type="checkbox"/> 大規模な感染症が発生し（懸念を含む）、外務省の感染症危険情報が「レベル1：十分注意してください」となった場合。	<input type="checkbox"/> 大規模な感染症の発生が懸念される場合

6. 参考資料

(1) 海外渡航時の派遣先国・地域の安全情報 参考リンク集

サイト名	URL
外務省	https://www.mofa.go.jp/mofaj/
外務省海外安全ホームページ	https://www.anzen.mofa.go.jp/ https://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp (携帯版)
一般社団法人 海外邦人安全協会	http://www.josa.or.jp/
一般社団法人 日本在外企業協会	https://www.joea.or.jp/
独立行政法人 国際協力機構	https://www.jica.go.jp/index.html
アメリカ合衆国 連邦緊急事態管理庁	https://www.fema.gov/
英国 情報局保安部	https://www.mi5.gov.uk/
オーストラリア 国家安全保障	https://www.nationalsecurity.gov.au/
アメリカ合衆国 国務省	https://travel.state.gov/content/travel.html
外務および英連邦省	https://www.gov.uk/government/organisations/foreign-commonwealth-office#content
豪州・外務省 Travel Advisories	https://smartraveller.gov.au/Pages/default.aspx
厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/index.html
国立感染症研究所	https://www.niid.go.jp/niid/ja/index.html
国立感染症研究所 感染症疫学センター	https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
厚生労働省 検疫所(forth)	https://www.forth.go.jp/index.html
外務省 世界の医療事情	https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html
世界保健機構 (国連)	https://www.who.int/en/
アメリカ疾病管理予防センター	https://www.cdc.gov/
外務省 医務官駐在公館	https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/tantou.html
厚生労働省 検疫所所在地一覧	https://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html
厚生労働省検疫所 感染症速報データベース	https://www.forth.go.jp/moreinfo/promed.htm
JOC (公益財団法人日本オリンピック委員会)	https://www.joc.or.jp/
IOC (国際オリンピック委員会)	https://olympics.com/ioc
ASBC (アジアボクシング連盟)	http://www.asbcnews.org/
IBA (国際ボクシング協会)	https://www.iba.sport/

(2) 危機事象発生報告書/経過記録、外部対応記録書

<様式集>

危機事象発生報告書/経過記録 (第 報)

発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
発生場所	
危機事象の概要	(誰が、どこで、どのように)を明記すること
応急対応の状況	(いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どうした)を明記すること
今後の対応方針	(継続対応が必要か、対応者の対応方針はどうか、学校の対応方針はどうか、被害者の要望、配慮をお願いしたいこと、第2報以降は誰が行うのか)等を記載する。
発信者	発信日： 所属： 氏名： 連絡先：
受信者	受信日： 所属： 氏名： 連絡先：
	受信者の対応：(いつ、誰に、どのような手段で、どのような対応・指示をしたか、継続対応が必要かどうか、今後の対応方針はどうか、今後は誰が対応するのか)
備考	

外部対応記録書

対応日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	
対応者	所属： 氏名： 連絡先：	
対応場所 (照会手段)	照会手段：電話、来訪(場所：)、e-mail、その他	
照会者	所属： 氏名： 連絡先：	
照会内容		
対応内容		
今後の対応	継続対応：必要・不要 優先度：(A・B・C) 今後の対応者：所属、氏名、連絡先 今後の対応方針：(対応者の対応方針はどうか、日連の対応方針はどうか、照会者の要望、配慮をお願いしたいこと)等を記載する。	
備考		
対応確認者	所属： 氏名： 連絡先：	確認印

事故発生報告書 ★(航空機事故・その他の交通事故・火災・疾病・犯罪被害・その他)

報告日 年 月 日

大会・行事名		担当者 (所属)		電話	
				FAX	
チーム名		参加人数	参加選手 名 指導者 名 その他 名	派遣期間	(日間)
派遣形態		旅行者 取扱業者		海外旅行保 険・引受保 険会社	
現地連盟		現地連盟 担当者		電話	
				FAX	
引率 (添乗員) 氏名		引率 (添乗員) 所属先		担当者名	
				連絡先 TEL (携帯 TEL)	
フリガナ		性別	年齢	住所	海外旅行保険 有・無
被害者名		男 女	(歳)		保険会社名
旅券番号		留守宅連絡先 氏名(続柄)	()	電話	
発生日時	現地時間	月 日 分頃	発生地	(国名・都市名)	
	日本時間	月 日 分頃			
発生状況					
被害状況	(死亡 名、重体 名、軽傷 名、行方不明 名)				
	被害者の収容:			電話:	
日連、旅 行業者の 対応状況	現地派遣の予定:				
★報告先 (報告済み の箇所を ○で囲む)	外務省領事局海外邦人安全課 TEL:03-3580-3311 (内 2305) FAX:03-5501-8156				
	現地大使館・領事館 TEL:				

[注記] 1.★印の箇所は、該当するものを○で囲んで下さい。 2.不明なところには、「不明」と記入して報告して下さい。 3.被害者が複数にわたる場合は、別紙を追加して報告して下さい。